

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更【産業経済局農林水産部農林課】

1

北九州市公告第 3 2 9 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 6 条第 5 項の規定により福岡県知事の同意を得て、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更したので、当該変更した基本構想を同条第 6 項の規定により公告する。

令和 4 年 5 月 1 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和4年5月

北九州市

目 次

本構想の位置付け	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の 態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な 農業経営の指標	4
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の 態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もう とする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の 利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係に関する 事項	10
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項	21
第7 その他	21
別紙1	22

本構想の位置付け

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条に規定されたもので、本市農業の中心を担う農業者等の育成方針や目標、この目標を達成するための施策や業務手法などを、市町村が定めるものである。

本市で策定する基本構想は、北九州市農林水産業振興計画の一部を具体化するもので、法及びその他政省令並びに福岡県農業経営基盤強化促進基本方針を踏まえて、主業として農業を営み、他産業並の所得を得ようとする者及び青年等新規就農者に対して、目指すべき方向、経営の指標及び集積すべき農地の目標を明確にするとともに、利用権設定等促進事業、農地中間管理機構*1が行う特例事業*2の促進や農業経営の改善などの支援策を講ずることを目的としている。

目標年次は、令和8年度とする。

*1 農地中間管理機構

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定に基づき、福岡県では「公益財団法人福岡県農業振興推進機構」が実務を担う組織。

農用地等を貸したいという農家（出し手）から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となることを目的にしている。

*2 農地中間管理機構が行う特例事業

①農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項）

・農地借受・貸付事業、農地管理事業等の事業

②特例事業（法第7条）

・農地売買等事業、農地売渡信託等事業、農地所有適格法人出資育成事業、研修等事業

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市における農業生産、農業構造の見通し

北九州市の農業は、約2,000戸の農家が平坦部から中山間部まで広域にわたって野菜、水稻、畜産、果実、花きなど地域の特性を生かした様々な生産を行っており、市民に新鮮で良質な農畜産物を供給している。

しかし、農家戸数の減少、農業就業者の高齢化、農業後継者不足といった担い手不足に直面しており、農業生産の減少、遊休農地の増加、農村社会の崩壊等、非常に厳しい状況を迎えることが懸念されている。

2 本市農業の担い手育成に関する基本的な方向

このような状況を打破するには、農業生産並びに地域農業の担い手を育成することが急務であり、このため、担い手育成に対し以下のような基本的方向を定める。

- 効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の育成
- 集落機能（農村の連帯に基づく諸活動）を維持発展させ、集落機能を最大限活用した農業の展開
- 認定農業者等と高齢者、女性、兼業農家等の役割分担の明確化と連携による地域農業の振興
- 新たに効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

3 目標となる経営の指標

農業を主業とし農業経営の発展をめざす農業者（認定農業者*³）の目標となる経営の指標は、福岡県その他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を基本として、次のように定める。

- 年間農業所得：主たる農業従事者1人あたり 480万円程度
- 年間労働時間：主たる農業従事者1人あたり 2,000時間程度

また、新たに農業を営もうとする青年等（認定新規就農者*⁴）の目標となる経営の指標は、認定農業者の目標とする年間農業所得の7割程度として、次のように定める。

- 年間農業所得：主たる農業従事者1人あたり 300万円程度
- 年間労働時間：主たる農業従事者1人あたり 2,000時間程度

4 基本的な方向を達成するための支援施策

- 認定農業者制度、認定新規就農者制度や利用権設定等促進事業といった農業経営基盤強化促進事業を総合的に実施する。
- 農地の利用調整・集積を行い、効率的な土地利用を図るため、農地中間管理事業等を活用する。
- 担い手育成のための研修、情報提供、組織化などを総合的に進める。
- 経営改善計画の有効期限を満了する農業者等については、その農業者の現状に即した支援措置を講じる。
- 地域農業を担う生産組織等を育成するため、集落での話し合いの促進やむらづくり活動を支援する。

- 農業生産基盤の整備や農業施設等の充実を図る。
- 市、農業委員会、農業協同組合、普及指導センター等関係機関や地域が連携して、基本構想を達成するための体制を整備する。

*3 認定農業者

法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体を指す。

*4 認定新規就農者

法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等を指す。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について次のとおり示します。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 麦	[経営規模] 自作地 500a 小作地 700a 農作業受託 1,500a [作付面積] 水稲 1,200a 夢つくし 700a 元気つくし 500a 採種用大麦 500a 作業受託 1,500a (耕起代かき、田植え、刈取りの基幹3作業)	[資本装備] トラクター60～80ps コンバイン6条刈 田植機6条 乗用管理機 [その他] 農協乾燥調製施設利用	青色申告の実施 複式簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族経営協定に基づく給料制・休日制の導入 [労働力] 労働時間5,900時間 自家労働力1+2人 雇用 0時間
露地野菜	[経営規模] 自作地 500a 小作地 400a [作付面積] 露地野菜 1,100a キャベツ 900a 秋冬キャベツ 400a 冬春キャベツ 300a 業務用キャベツ 200a すいか 200a	[資本装備] トラクター60～80ps ブロードキャスター 全自動移植機 乗用管理機 ブームスプレーヤ 野菜作業車 フォークリフト マニアスプレッダー 堆肥舎 灌水施設 [その他] 農協集出荷施設利用	青色申告の実施 複式簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族経営協定に基づく給料制・休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 [労働力] 労働時間9,200時間 自家労働力1+1人 雇用 5,200時間
露地野菜 + 水稲	[経営規模] 自作地 1,000a [作付面積] 露地野菜 800a ブロッコリー 800a 水稲 600a 夢つくし 600a	[資本装備] トラクター30～40ps 全自動移植機 ブロードキャスター 乗用管理機 ブームスプレーヤ 野菜収穫運搬機 [その他] 農協集出荷施設利用	青色申告の実施 複式簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族経営協定に基づく給料制・休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 [労働力] 労働時間8,500時間 自家労働力1+1人 雇用 4,900時間

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 ＋ 水稻	[経営規模] 自作地 800a [作付面積] 露地野菜 240a 枝豆 50a なす 50a 給食用たまねぎ140a 水稻 450a 夢つくし 450a	[資本装備] トラクター30～40ps 全自動移植機 乗用管理機 野菜収穫運搬機 灌水施設 [その他] 農協集出荷施設利用	青色申告の 実施 複式簿記記 帳により家 計と経営の 分離を図る	家族経営協定に 基づく給料制・ 休日制の導入 農繁期における 臨時雇用従事者 の確保 [労働力] 労働時 間10,400時間 自家労働力1＋ 2人 雇用 4,400時間
露地野菜 ＋ 施設野菜 ＋ 水稻	[経営規模] 自作地 180a 小作地 30a [作付面積] 露地野菜 100a 給食用たまねぎ100a 施設野菜 100a 半促成トマト 50a 小葉しゅんぎく50a 水稻 50a 夢つくし 50a	[資本装備] トラクター20～30ps 灌水施設 パイプハウス 5,000㎡ [その他] 農協集出荷施設利用 共同選果	青色申告の 実施 複式簿記記 帳により家 計と経営の 分離を図る	家族経営協定に 基づく給料制・ 休日制の導入 農繁期における 臨時雇用従事者 の確保 [労働力] 労働時 間11,000時間 自家労働力1＋ 2人 雇用 4,900時間
露地野菜 ＋ 施設野菜	[経営規模] 自作地 150a 小作地 200a [作付面積] 露地野菜 300a 秋冬キャベツ 200a 冬春キャベツ 100a 施設野菜 50a 抑制きゅうり 20a 半抑制トマト 30a (高糖度)	[資本装備] トラクター30～40ps ブロードキャスター 全自動移植機 乗用管理機 ブームスプレーヤ 野菜収穫運搬機 灌水施設 パイプハウス 3,000㎡ [その他] 農協集出荷施設利用	青色申告の 実施 複式簿記記 帳により家 計と経営の 分離を図る	家族経営協定に 基づく給料制・ 休日制の導入 農繁期における 臨時雇用従事者 の確保 [労働力] 労働時 間6,300時間 自家労働力1＋ 1人 雇用 2,300時間
露地野菜 ＋ 施設野菜	[経営規模] 自作地 150a [作付面積] 露地野菜 90a ブロッコリー 90a 施設野菜 60a ミニトマト 60a (30a×年2作)	[資本装備] トラクター30～40ps 全自動移植機 野菜収穫運搬機 パイプハウス 3,000㎡ [その他] 農協集出荷施設利用	青色申告の 実施 複式簿記記 帳により家 計と経営の 分離を図る	家族経営協定に 基づく給料制・ 休日制の導入 農繁期における 臨時雇用従事者 の確保 [労働力] 労働時 間6,900時間 自家労働力1＋ 1人 雇用 2,900時間

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 ＋ 施設野菜	[経営規模] 自作地 650a [作付面積] 露地野菜 600a 秋冬キャベツ 600a 施設野菜 30a 半促成トマト 30a (高糖度)	[資本装備] トラクター30～40ps ブロードキャスター 全自動移植機 乗用管理機 ブームスプレーヤ 野菜収穫運搬機 灌水施設 パイプハウス 3,000㎡ [その他] 農協集出荷施設利用	青色申告の実施 複式簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族経営協定に基づく給料制・休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 [労働力] 労働時間6,900時間 自家労働力1＋2人 雇用 900時間
施設野菜 ＋ 水稲 ＋ たけのこ	[経営規模] 自作地 320a (うち農地 120a) [作付面積] 施設野菜 70a 小葉しゅんぎく20a (冬1作) ほうれんそう 20a (秋1作) 半促成トマト 30a (春～夏1作) 水稲 40a 夢つくし 40a たけのこ 200a	[資本装備] パイプハウス 5,000㎡ トラクター20～30ps [その他] 農協育苗センター 農協集出荷施設利用	青色申告の実施 複式簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族経営協定に基づく給料制・休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 [労働力] 労働時間9,600時間 自家労働力1＋1人 雇用 5,600時間
施設野菜 ＋ 水稲 ＋ 作業受託	[経営規模] 自作地 380a 作業受託 800a [作付面積] 施設野菜 20a いちご 20a 水稲 350a 夢つくし 350a 作業受託 800a (耕起代かき、田植え、刈取りの基幹3作業)	[資本装備] トラクター20～30ps 灌水施設 パイプハウス 2,000㎡ [その他] 農協集出荷施設利用	青色申告の実施 複式簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族経営協定に基づく給料制・休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 [労働力] 労働時間4,900時間 自家労働力1＋2人 雇用 460時間
花き (鉢物)	[経営規模] 自作地 60a [作付面積] 鉢物 60a シクラメン 30a 花苗 30a	[資本装備] 鉄骨ハウス 5,000㎡	青色申告の実施 複式簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族経営協定に基づく給料制・休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 [労働力] 労働時間15,300時間 自家労働力1＋2人 雇用 9,300時間

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き (苗物)	[経営規模] 自作地 50a [作付面積] 花苗(周年) 50a	[資本装備] パイプハウス 5,000㎡	青色申告の実施 複式簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族経営協定に基づく給料制・休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 [労働力] 労働時間13,000時間 自家労働力1+2人 雇用 9,800時間
果樹	[経営規模] 自作地 130a [作付面積] 果樹 130a ぶどう(巨峰) 80a なし(幸水) 40a いちじく 10a (とよみつひめ)	[資本装備] スピードスプレーヤー トラクター20~30ps バックホー	青色申告の実施 複式簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族経営協定に基づく給料制・休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 [労働力] 労働時間4,600時間 自家労働力1+2人 雇用 360時間
肉用牛	[経営規模] 肥育牛(和牛) 150頭	[資本装備] 牛舎、堆肥舎 糞尿処理機械 [その他] 受精卵移植による優良子牛の確保	青色申告の実施 複式簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族経営協定に基づく給料制・休日制の導入 ヘルパー制度の導入 [労働力] 労働時間5,962時間 自家労働力1+1人 雇用 2,212時間

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 ＋ 施設野菜	[経営規模] 自作地 1,800a 小作地 1,000a [作付面積等] 露地野菜 3,550a 秋冬キャベツ 2,000a 冬春キャベツ 700a すいか 600a 小玉すいか 250a 施設野菜 60a 抑制きゅうり 30a 半促成とまと 30a	[資本装備] 全自動移植機 トラクター60～80ps×2 トラクター50～60ps 乗用管理機 野菜収穫運搬機 灌水施設 マニアスプレッター 堆肥舎 パイプハウス 3,000㎡ [その他] 農協集出荷場使用	青色申告の 実施	給料制・休日制 の導入社会保険 等の加入 農繁期における 臨時雇用従事者 の確保 [労働力] 労働時 間41,200時間 経営者1名＋社 員8名 雇用 23,200時間
水稲＋露 地野菜＋ 作業受託	[経営規模] 自作地 500a 小作地 1,000a [作付面積等] 水稲 夢つくし 1,000a 元気つくし 500a 露地野菜 600a ブロッコリー 600a 作業受託 600a (耕起代かき、田植 え、刈取りの基幹3 作業)	[資本装備] トラクター60～80ps×2 コンバイン6条刈 田植機6条 乗用管理機 全自動移植機 [その他] 農協乾燥調製施設利用	青色申告の 実施	給料制・休日制 の導入社会保険 等の加入 農繁期における 臨時雇用従事者 の確保 [労働力] 労働時 間8,400時間 経営者1名＋社 員5名 雇用 4,400時間

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について次のとおり示します。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 ＋ 露地野菜	[経営規模] 小作地 30a [作付面積] 施設野菜 20a 半促成トマト 10a 直売用野菜 10a 露地野菜 30a 普通ナス 10a 冬出キャベツ 10a 直売用野菜 10a	[資本装備] トラクター15～25ps 灌水施設 パイプハウス1,000㎡	青色申告の 実施 複式簿記記 帳により家 計と経営の 分離を図る	[労働力] 労働時 間2,600時間 自家労働力1＋ 0人 雇用 600時間
施設野菜	[経営規模] 小作地 30a [作付面積] 施設野菜 40a 半促成トマト 10a 直売用野菜 30a (10a×3作)	[資本装備] トラクター15～25ps 灌水施設 パイプハウス2,000㎡	青色申告の 実施 複式簿記記 帳により家 計と経営の 分離を図る	[労働力] 労働時 間2,300時間 自家労働力1＋ 0人 雇用 300時間

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積について、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標を、おおむね次に掲げる程度とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
35%	目標年度は、令和13年度とする。

(注)1 上記のシェアの目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む)面積のシェアの目標である。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市東部に展開する地域では、水稲を中心に施設園芸栽培を行っている。認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積はある程度進んできているが、地域的に差があり、分散傾向が見られる。

本市西部では、水稲、露地野菜を中心とした土地利用型農業が展開されている。認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積はある程度進んできている。地域的には、積極的な営農活動が展開されている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。また、認定農業者がそのメリットを充分実感できるように、補助事業の優先採択、補助率の引き上げ等の措置を検討する。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

将来の農地利用ビジョンの実現を図るために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構及び北九州市農業再生協議会等による連携体制を整備する。

3 農地の利用調整・集積の促進に関する事業

本市は、認定農業者等に農地の利用調整・集積を図るため、次の事業を行う。

(1) 農地中間管理事業等

農地の貸し借り、売買、農作業受委託について、市が相談窓口となり、農業協同組合、農業委員会、市等で役割分担を明確にしながら一体的に取り組む。

(2) 農用地の利用集積等にかかる事業

相談窓口の市とともに、農業委員会等が行う情報収集や調整活動を活性化させる。また、農地の流動化に関する各種情報の収集・管理を行い、(1)及び各種利用調整活動のために有効活用を行う。

加えて、農用地の利用調整・集積に資する事業や活動を積極的に行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市の農業特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や高齢化、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進に関する事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業の実施については、「北九州市農林水産業振興計画」に沿って実施する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、以下のとおりとし、ここに記載されていないものについては、法第18条第3項第2号に定めるとおりとする。

ア 認定農業者等農業経営の拡大意向を持つ農業者等への利用権設定の要件

(ア) 農用地として利用する場合

耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が、農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため、利用権の設定等を受けた後において、次のa～e（農地所有適格法人はa、d、e）のすべてを備えること。

- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう）がいること。
- e 所有権の移転を受ける場合は、上記aからdまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、認定農業者、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者のいずれかに該当するものであること。

(イ) 混牧林地として利用する場合

混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ロ) 農業用施設用地として利用する場合

農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

なお、農業用施設用地とは、以下に示す施設を設置するために使用する土地をいう。

- a 農業用排水施設、農業用道路その他農用地または混牧林地の保全または利用上に必要な施設
- b 畜舎、温室、育苗施設、農産物集出荷施設、農産物乾燥・調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷、加工処理または販売の用に供する施設
- c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納・修理施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵または保管の用に供する施設

イ 現状維持農業者等に対する利用権の設定等の要件

農用地について所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権・使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等を行う場合において、当該者がアのaからcに掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、アのa及びcに掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができる。

ウ 農業協同組合、農地中間管理機構等への利用権の設定等の要件

農業協同組合法(昭和22年法律第132号の以下「農協法」という。)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 農地所有適格法人以外の法人等が利用権設定を受ける場合の要件

次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- c その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一

人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の構成員が、利用権設定を受ける場合の要件

農地所有適格法人の構成員（組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。））が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、若しくは農地所有適格法人の構成員が農地中間管理機構に利用権の設定を行うために利用権の設定等を受ける場合であって、当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に利用権の設定を行う見込みが確実である場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受ける土地のすべてについて、構成員が受ける利用権の設定等と、構成員が当該農地所有適格法人に利用権の設定等または構成員が農地中間管理機構に対して行う利用権の設定は同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため、農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、農外資本による実質的な経営支配、農地取得をしないようにしなければならない。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙1のとおりとする。

(3) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)にかかる法律関係

オ アに規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、現状回復が

されないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

カ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及び、その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転にかかる法律関係

キ アに規定する者の農業経営の状況

(4) 農用地利用集積計画の要請及び申し出並びに作成

ア 本市は、法第15条第4項による農業委員会からの要請があれば、その要請を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、法第18条第5項による土地改良区、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定める。

ウ 本市は、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者からの申し出があり利用権設定等の調整が調ったとき、または、農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、農用地利用集積計画を定める。

エ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するように、農用地利用集積計画を定める。

オ イの場合において、利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(5) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 本市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。(法附則第11条第2項によりみなされる場合は不要)

イ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努める。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画にかかる利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(6) 農用地利用集積計画の同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(3)のイに規定する土地ごとに(3)

のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(7) 農用地利用集積計画の公告

ア 方法

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(4)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨については、本市の公報への掲載又は市の掲示板への掲示により公告し、その農用地利用集積計画の内容のうち(3)のアからカに掲げる事項については市の掲示板への掲示により公告するものとする。

なお、本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

イ 効果

本市がアの規定による公告をしたときは、その公告にかかる農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(8) 開発を伴う場合の措置

ア 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者(農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」)第6条2号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知)別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること

(イ) 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること

(ウ) 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること

(9) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等にかかる土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(10) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等にかかる土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努

める。

(11) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(7)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(ア) その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

(ア) (7)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人

(イ) 以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(ウ) (ア)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(ウ) 本市は、(イ)の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

(イ) 本市が(ウ)の規定による公告をしたときは、(イ)の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

農用地利用改善事業については、以下のとおりとし、ここに記載されていないものについては、法第23条に定めるとおりとする。

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化・農作業の効率化その他の措置及び農用地の

利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

農用地利用規程に定める内容は、法第23条第2項に定める事項及びその事項に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の申請及び認定手続

ア 申請

農用地利用規程について本市の認定を受けようとするときは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を本市に提出する。

イ 認定

申請された農用地利用規程が法第23条第3項に該当するときは法第23条第1項の認定をする。

ウ 公告

本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定にかかる農用地利用規程を本市の広報への掲載又は掲示板への掲示により公告する。

エ 農用地利用規定の変更

アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

法第23条第5項に規定されている特定農業法人又は特定農業団体の取り扱いについては、法第23条第5項から第9項に定めるとおりとする。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

法第23条第1項に規定されている団体は、法第26条第1項に基づき利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。また、法第23条第5項に規定されている団体は、法第26条第2項に基づき区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体（(5)のイの市町村の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。）が農用地利用改善事業を円滑に実施するのに必要な指導、援助に努める

イ 本市は、(5)のイで認定を受ける団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、北九州市農業再生協議会、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的、重点的な支援、協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ウ 農作業受委託の普及啓発
- 工 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等を考慮した適正な農作業受託料金の設定の促進

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業の受託または委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農地中間管理機構と連携して、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進や農業機械銀行や農業機械のリース等を含めた共同利用機械施設の整備等により、農作業の受委託の促進に努める。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を目指す人材及び集落機能を維持し集落ぐるみで生産体制を築こうとする人材の育成ため、次のような取り組みを行う。

(1) 認定農業者等への支援

- ア 相談機能の一層の充実を図る。
- イ 経営改善を促進するため、研修等を実施する。
- ウ 家族経営協定を推進する。
- エ ヘルパー制度を含めた労働力活用システム等を整備する。
- オ 認定期間満了者予定者について、これまでの経営について見直すための相談・指導活動を行い、再認定を促す。
- カ その他農業経営改善に必要な事業を実施する。

(2) 新規就農者への支援

認定新規就農者及び認定新規就農者以外の新規就農者については、「チャレンジファーマー」*5と位置付け、農業協同組合、農業委員会、普及指導センター等関係農業機関との連携により、研修や相談会等の充実を図るとともに、就農及び農業経営安定化に向けた国・県等の各種事業を活用し、農業の担い手となるよう支援活動を行う。

(3) 認定農業者等以外の担い手への支援

- ア 女性、高齢者等を担い手として位置付け、その能力を十分に発揮させるための研修等支援措置を実施する。
- イ 農業者等が連携して行う生産活動の効率化及びむらづくりの取り組みを支援する。
- ウ その他必要な事業を実施する。

*5 チャレンジファーマー

新たに農業を始めようとする者が作成する就農から5年間の営農計画を認定し、確実に就農を支援する、本市独自の制度

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から4までに掲げた事項と農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策を連携に配慮しつつ積極的に行う。

- ア ほ場整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ環境に配慮した農用地の整備を行う。
- イ 野菜集出荷施設、育苗施設等の農業の近代化を図る施設の導入を推進する。
- ウ 農業構造の改善の推進によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- エ 北九州市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通じて望ましい経営の育成を図る。転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積・連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制

本市は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の推進方策を検討するとともに、関係者が一体となって効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するため協力するように努めるものとし、本市はこのような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

本市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業を行う公益財団法人福岡県農業振興推進機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

また、市、農業委員会、農業協同組合、普及指導センター等農業関係機関は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化の促進に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成7年4月21日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成12年10月18日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成18年10月1日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成19年7月9日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和4年5月18日から施行する。

別紙1（第5の1(2)関係）

- 1 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

項目	内容
(1)存続期間(又は残存期間)	<p>ア 存続期間は3年又は6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な農地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年とすることが相当でないと認められる場合、また、農用地の利用関係の調整を円滑に行うために必要と認められる場合には、3年又は6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>イ 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>ウ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する場合には権利を有する相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>
(2)借賃の算定基準	<p>ア 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実情を踏まえた賃借料、情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>イ 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算出し、近隣の借賃がないときはその採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>ウ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の貸借の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>エ 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算出される額に相当するように定めるものとする。</p>
(3)借賃の支払方法	<p>ア 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>イ アの支払は、貸借人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>ウ 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>

(4)有益費の償還	<p>ア 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>イ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返却する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき北九州市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
-----------	--

2 混牧林地または農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

項目	内容
(1)存続期間（又は残存期間）	1の(1)に同じ
(2)借賃の算定基準	<p>ア 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>イ 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定する。近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>ウ 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の(2)のウと同じ。</p>
(3)借賃の支払方法	1の(3)に同じ。
(4)有益費の償還	1の(4)に同じ。

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

項目	内容
(1)存続期間	1の(1)に同じ
(2)損益の算定基準	<p>ア 作目等毎に、農業の経営の受託にかかる販売額（共済金を含む。）から農業の経営にかかる経費を控除することにより算定する。</p> <p>イ アの場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者または農業</p>

	経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
(3)損益の 決済方法	1の(3)に同じ。 この場合において1の(3)中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。
(4)有益費 の償還	1の(4)に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

項目	内 容
(1)対価の 算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
(2)対価の 支払方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う者とする。
(3)所有権 の移転の 時期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。